

海外経済要録

米州諸国

◇米国連邦公開市場委員会、公開市場操作の対象となる政府機関債を制限

連邦公開市場委員会は2月22日、公開市場操作における政府機関債の取扱いガイドラインの一部を変更^(注1)し、政府機関債の購入対象を、連邦融資銀行^(注2)から融資を受ける資格のない政府機関が発行する証券に限定する旨発表、即日実施した。今次措置は連邦融資銀行の対政府機関融資活動が本格化してきたことから採られたもので、これに伴い同行から融資を受ける資格のある米国郵便公社、ワシントン首都圏交通局、輸出入銀行、政府全国抵当協会等の発行する証券は公開市場操作における購入対象から除外されることとなった。ただし連邦融資銀行、連邦住宅貸付銀行、連邦土地銀行、連邦中期信用銀行、協同組合銀行等の発行する証券は引き続き公開市場操作の購入対象とされる。

(注1) 変更後のガイドラインに定められた主な事項は次のとおり。

① 連邦融資銀行から融資を受ける資格のない政府機関が発行する証券の購入は、期間5年以下のものについては発行総額3億ドル以上のもの、期間5年超のものについては発行総額2億ドル以上のものに限ることとする。

② 政府機関債の保有は各証券の発行総額の30%、また各政府機関の証券発行総額の15%をそれぞれ超えないものとする。

(注2) 連邦融資銀行(Federal Financing Bank)は、政府機関の資金調達の整理統合を目的として73年12月に設立されたもので、自ら証券を発行して調達した資金で政府機関に融資を行っている。

◇カーター大統領、1977・78年度予算修正案を発表

- カーター大統領は2月22日、フォード前大統領の予算(2月号「要録」参照)を修正するかたちで1977年度(1976年10月~77年9月)

および78年度の新予算案を議会に提出した。その内容をみると、1月末に発表した向う2年間にわたる総額300億ドル強の景気刺激策(2月号「要録」参照)を盛込んだことから、フォード予算に比し赤字幅が拡大している点が目立つ。なわ、本修正案の提出に際しカーター大統領は、「時間的制約もあり景気刺激策に関連する項目以外は、フォード予算をほとんど修正できなかったとして、『1979年度以降の予算編成にあたってはゼロ・ベース方式を採用し、すべての支出項目について見直しを行う』方針を明らかにした。

本修正案の概要は次のとおり(第1表参照)。

(1) 77年度予算の修正

- 歳入は、フォード前大統領提案の減税措置(69億ドル)に代え、それを上回る規模の一時的な個人所得

(第1表)

米国の1977・78年度予算

(単位・億ドル)

	1977年度予算	1978年度予算			
		修 正 案	フォード 予算比	修 正 案	フォード 予算比
歳 入	3,494(16.5)	△ 46		4,016(14.9)	86
歳 出	4,174(13.9)	62		4,594(10.1)	194
収 支 (△) ジ り	△ 680(2.3)	△ 108	△	577(△15.2)	△ 107
歳 入 内 訳					
個 人 所 得 税	1,489(13.2)	△ 42		1,792(20.4)	80
法 人 所 得 税	572(38.2)	6		616(7.7)	27
社 会 保 障 税	1,080(16.5)	△ 9		1,238(14.6)	△ 23
消 費 税	179(5.3)	—		186(3.9)	1
そ の 他	173(—)	△ 2		183(5.8)	—
歳 出 内 訳					
國 防 費	1,001(11.2)	—		1,119(11.8)	△ 3
國 際 関 係 費	69(35.3)	△ 2		78(13.0)	6
宇宙開発・科学技術関係費	45(2.3)	—		47(4.4)	—
農 業 関 係 費	29(16.0)	—		23(△20.7)	—
天然資源・環境整備・エネルギー関係費	171(51.3)	1		205(19.9)	8
商 業 ・ 運 輸 関 係 費	158(△ 8.1)	△ 3		201(27.2)	8
地 域 開 発 費	80(50.9)	3		100(25.0)	21
教 育 ・ 労 働 費	222(22.0)	11		265(19.4)	71
保 健 関 係 費	395(18.3)	3		445(12.7)	13
社 会 保 障 関 係 費	1,416(11.2)	35		1,465(3.5)	27
復 員 軍 人 関 係 費	184(—)	—		191(3.8)	9
國 債 利 子	382(10.4)	3		418(9.4)	20
一 般 行 政 費	38(31.0)	—		39(2.6)	—
一 般 地 方 交 付 金	99(39.4)	9		97(△ 2.0)	16
そ の 他 (重複控除等)	△ 114(—)	3	△	101(—)	△ 2

(注) カッコ内は前年度比増減(△)率・%、ただし、財政年度期間変更により、77年度(76年10月~77年9月)については、76年度(75年7月~76年6月)との比較。

税還付(82億ドル^(注))および個人・企業に対する恒久減税(総額24億ドル)の実施を盛んでいることもあって、フォード予算比46億ドル減の3,494億ドル(前年度比+16.5%)の見込み。

② 歳出面では、社会保障受給者に対する1人当たり50ドルの特別支給(18億ドル)、雇用促進関係支出の増加(19億ドル)を中心に、社会保障関係費、教育・労働費等が増額され、全体ではフォード予算比62億ドル増の4,174億ドル(前年度比+13.9%)の見込み。

③ この結果収支じりでは、680億ドルの赤字とフォード予算比108億ドル赤字幅が拡大する見込み(前年度665億ドルの赤字)。

(注) 納税義務者に対する還付額は総額96億ドルであるが、75年減税法に基づく低所得者に対する税額控除措置(50年5月号「要録」参照)によって現金還付を受ける者に対して行う今回の追加還付(総額14億ドル)は財政支出として扱われるため、歳入項目には含まれない。

(2) 78年度予算の修正

① 歳入は、恒久減税措置(79億ドル)がフォード提案のそれ(147億ドル)よりも小幅にとどまっているうえ、景気回復に伴い税収がかなり増加するものと期待しているため、フォード予算比86億ドル増の4,016億ドル(77年度修正予算比+14.9%)の見込み。

② 歳出面では、景気刺激策の一環として雇用促進事業関係支出の増加(77億ドル)が織込まれたため教育・労働費、地域開発費が増額されている。このほか、社会保障関係費、保健関係費なども増額されており、結局歳出全体ではフォード予算比194億ドル増の4,594億ドル(77年度修正予算比+10.1%)の見込み。

(第2表) カーター政権の米国経済見通し

(単位・%)

	1976年	1977年	1978年
G N P 成 長 率 名 目	11.5	11.3 (11.1)	11.7 (11.3)
实 质	6.1	5.4 (5.2)	5.4 (5.1)
物 価 上 昇 率 G N P デフレーター*	4.6	5.9 (5.9)	5.8 (5.7)
消 费 者 物 価**	4.8	5.3 (5.3)	5.2 (5.2)
失 業 率	7.7	7.1 (7.3)	6.3 (6.6)

(注) カッコ内はフォード前政権の見通し。

* 当年第4四半期と前年第4四半期との比較。

**当年12月と前年12月との比較。

込み。

③ この結果収支じりは、577億ドルの赤字とフォード予算比107億ドル赤字幅が拡大する見込み。

2. なお、本修正案編成の前提となった米国経済見通しとしては、実質経済成長率を77年、78年とも5.4%とフォード前大統領の見通し(77年5.2%、78年5.1%)に比べてやや高く見込んでいる。一方、失業率については77年平均7.1%、78年平均6.3%とフォード前大統領の見通し(77年平均7.3%、78年平均6.6%)よりも低い予想となっている(第2表参照)。

欧 州 諸 国

◆西ドイツ、ブンデスパンク、最低準備率適用方法を変更

ブンデスパンクは2月11日、最低準備率の適用方法を以下のとおり改正、3月1日から実施する旨発表した。

1. 従来は各金融機関の総対象債務残高の規模に応じたいわば業容区分方式によって各対象債務にそれぞれ適用される準備率が定められていたが、今後は対象債務種類(当座性債務、定期性債務、貯蓄預金)別残高に段階を設け、下位段階を越える限界部分につきそれぞれ累進的な準備率を適用する。

2. 従来当座性債務および貯蓄預金については州中央銀行(本支店、出張所)所在地(Bankplätze)にある銀行に適用する準備率(I)とその他の地域(Nebenplätze)にある銀行に適用する準備率(II)とは別建てで定められていたが(ただし常に(I)は(II)に比し大)、今後は(I)のみを定め、(II)は(I)よりも当座性債務につき1%ポイント、貯蓄預金につき0.5%ポイントそれぞれ低率となるような準備率を適用。

改正前、改正後の準備率体系はそれぞれ次のとおり。

(改正前)

総対象債務残高	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
10億マルク以上	14.9 (14.9)	11.5 (14.9)	10.35 (10.35)		
1億マルク以上	13.75 (14.9)	10.35 (14.9)	9.2 (10.35)		
10億マルク未満				6.9 (6.9)	5.75 (6.9)
1千万マルク以上	12.65 (14.9)	9.2 (14.9)	8.05 (10.35)		
1億マルク未満					
1千万マルク未満	11.5 (14.9)	8.05 (14.9)	6.9 (10.35)		

(改正後)

対象債務額と との残高段階	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
1億マルク以上	14.9 (14.9)	13.9 (14.9)	10.45 (10.45)	6.6 (6.6)	6.1 (6.6)
1千万マルク以上	12.7 (14.9)	11.7 (14.9)	8.8 (10.45)	6.4 (6.6)	5.9 (6.6)
1億マルク未満	9.35 (14.9)	8.35 (14.9)	6.6 (10.45)	6.15 (6.6)	5.65 (6.6)
1千万マルク未満	9.35 (14.9)	8.35 (14.9)	6.6 (10.45)	6.15 (6.6)	5.65 (6.6)

(注) 1. カッコ内は対非居住者債務適用率。

2. 当座性、貯蓄預金のI、IIは次の区分による。
 I. ブンデスバンクの支店、出張所所在地の金融機関。
 II. その他の地域の金融機関。

3. 改正前の適用率は76年6月1日以降適用分。

◆西ドイツ、7%もの連邦債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は2月25日、本年最初の連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、本年1月発行の、連邦鉄道債(2月号「要録」参照)に比べ、発行総額が減額されている(900→700百万マルク)ほか、期間も短縮されている(10→7年)うえ、その後債券相場が堅調となってきたこともあって、その売行きは順調であったと伝えられている。

発行額	700百万マルク
表面金利	7%
期間	7年
発行価格(対額面金額比)	100%
応募者利回り	7%
売出し期間	3月2~4日(ただし上記発行額中100百万マルクについてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保する)

◆フランス、新物価対策を実施

フランス政府は、76年末で期限終了となった暫定的物価凍結措置の後を受けて77年1月1日から工業製品生産者価格規制、サービス価格規制、商業マージン規制を修正のうえ復活させた。

今次措置の概要は以下のとおり。

〔工業製品生産者価格規制関係〕

(1) 規制対象品目

以下に定める製品を除くすべての工業(農産品加工業を含む)製品。

「欧州石炭鉄鋼共同体(la Communauté européenne

du charbon et de l'acier)の設立に関する条約」(1952年7月発効)により公示価格が設定されている石炭・鉄鋼製品、脱脂粉乳、粗糖、オリーブ油、バター、特に定める医薬品、公衆衛生用品、日刊紙および他の定期刊行紙、製本用紙、マッチ、ハム、特に定める石油製品、ガス、電力。

(2) 規制対象企業

76年12月24日現在の従業員数が20人以上であり、かつ同日までに終了した直近の会計年度中の売上高(付加価値税控除後)が5百万フラン超の企業。

(3) 価格規制方法

イ. 個別企業または業界団体に対して、首相付経済大蔵担当代理相と協議のうえ77年中における関連製品価格(付加価値税控除後)の引上げ率の上限(注)を設定することを義務づける。

(注) 本規制の運用に当っては、「インフレ克服計画」(76年9月22日発表)において示された77年の物価抑制目標(消費者物価上昇率を6.5%(<77年12月の前年同月比>まで抑制)との関連で、政府は上昇率の上限を6.5%に設定)。

ロ. 製品価格引上げ率の上限設定につき、首相付経済大蔵担当代理相の承認を得られなかった関係企業または業界団体に対しては当該製品の価格(付加価値税控除後)を76年12月31日現在の水準に据置くことを義務づける。

ただし業界団体として価格引上げ率の上限を設定しない場合でも、当該業界団体に属する企業は首相付経済大蔵担当代理相の個別認可に基づき値上げすることができる。

ハ. 本規制実施後、新製品(従来の製品を改良したもの)を生産・販売しようとする企業は、当該製品の予定販価について大蔵省物価・競争局(la direction générale de la concurrence et des prix)の審査を受けることを義務づけられる。審査に際しては、企業は物価・競争局に供託金を納付すると同時に当該製品の販価算定の基礎資料を提出しなければならない。供託金納付の日から1か月以内に物価・競争局が販価の算定につき異議を申立てなかつた場合には、当該企業は物価・競争局に提示した予定販価で当該製品を販売することができる。

ニ. 首相付経済大蔵担当代理相は物価動向および本規制対象製品の市場の競争状態にかんがみ必要と判断された場合には、個別企業または業界に対し物価凍結措置(76年12月31日現在の水準で凍結)を復活適用することができる。

〔サービス価格規制関係〕

(1) 規制対象

サービス価格、ただし別途定められている政令または県条例の規制対象となっているものは本規制対象から除く。

(2) 価格規制方法

- イ. 個別企業、企業グループまたは業界団体に対して大蔵省物価・競争局と、関連サービス価格(付加価値税控除後)の引上げ率の上限を設定する全国的協定(*accord national*)を締結することを義務づける。
- ロ. 以下に定めるケースのいずれかに該当する場合には、個別企業、企業グループまたは業界団体はイ. の全国的協定とは別途に、県内にのみ適用される取決め(*convention départementale*)を県知事と結ぶことができる。
 - (イ) 地方の特殊事情を考慮する必要がある場合。
 - (ロ) 当該サービス価格引上げについて物価・競争局の承認が得られないため全国的協定が締結されていない場合。
 - ハ. 上記イ.、ロ. の全国的協定または県内のみに適用される取決めのいずれも締結されていない場合には、当該サービス価格(付加価値税控除後)は76年12月23日現在の水準に凍結される。
 - ニ. 首相付経済大蔵担当代理相は、一般物価動向、本規制の対象業種および工業製品生産者価格規制対象業種それぞれの競争状態に照らし本規制の適用を停止することができる。

〔商業マージン規制関係〕

物価凍結期間中停止されていた平均総マージン率(*marge brute moyenne en valeur relative*)^(注)規制を復活するとともに、一部の製品(食料品中心)については、絶対額またはマージン率による個々の製品別マージン規制を継続適用する。ただし76年3月22日以降実施されている輸入品を対象とするマージン絶対額規制(51年4月号「要録」参照)は廃止する。個別のマージン規制の概要是次のとおりである。

$$(注) \text{ 平均総マージン率} = \frac{\text{売上額(付加価値税控除後)} - \text{仕入額(同)}}{\text{売上額(同)}}$$

(1) 平均総マージン率規制

イ. 規制対象マージン

以下に定める製品を除くすべての製品の販売に係るマージン

動物、球根および苗、煎薬用植物、ホップの葉、鉢植植物、魚製品。

ロ. 規制対象企業

卸・小売業者

ハ. 規制方法

(イ) 卸・小売業者に対し、76年11月1日以降に始期を迎える会計年度における平均総マージン率を前期^(注)と同水準に据置くことを義務づける。

(注) 前期中欠損を計上した企業の場合は前々期。

(ロ) 平均総マージン率は、個別企業ごとに、当該企業の総売上額(ただし本規制適用対象品目による分に限る)または製品グループ別売上額のどちらかについて算定されなければならない。

(ハ) 本規制のほかに下記(2)で定める規制(絶対額またはマージン率によるもの)の適用対象ともなっている個々の製品に関しては、後者の規制を優先適用する。

(2) 絶対額またはマージン率^(注)による個別製品規制

イ. 野菜については77年3月31日までは従来通り絶対額による規制を適用し、同4月1日以降マージン率による規制に切換える。

ロ. 次に定める製品に対してはマージン率による規制を適用する(個々の品目ごとにマージン率の上限を決定、例えば下記のコーヒーについては1.22)。

ペピー食品(ペピー用牛乳を除く)、バター、コーヒー、ココア、果物、食用油(オリーブ油を除く)、加工チーズ、ハム、マーガリン、卵(液卵を除く)、めん類、鶏肉、豚肉ソーセージ、家庭用砂糖、電球、はき物、洗浄剤、学生用ノート類、使い捨てオムツ。

(注) 本規制のマージン率(coefficients multiplicateurs)は下式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{卸売業者に適用} &= \frac{\text{販売価格(付加価値税控除後)}}{\text{されるマージン率}} \\ &= \frac{\text{仕入価格(同)}}{\text{仕入価格(同)}} \\ \text{小売商に適用} &= \frac{\text{販売価格(付加価値税込み)}}{\text{されるマージン率}} \\ &= \frac{\text{仕入価格(付加価値税控除後)}}{\end{aligned}$$

◇フランス、鉄鋼業再建に関する基本方針を決定

1. フランス政府は2月23日、深刻な不況に直面している鉄鋼業の再建を図るため、概要以下のような再建基本方針を決定した。

(1) 設備再編成措置

イ. 政府は鉄鋼業の国際競争力を強化することを基本目標とし、それを実現するため老朽設備の廃棄とともに新鋭設備の導入を推進し、現存の設備能力を維持しつつ生産性の向上を図る。

ロ. イ.の設備再編成に伴って雇用人員の減少が生じるため、政府は労使双方に対し、人員削減に関する諸条件を定めた協定を本年4月15日までに締結するよう勧告すると同時に、失業者数の増加を最少限にとどめるため次のような雇用機会創出促進措置を講じる。

(1) インフラストラクチャ建設関連公共投資の促進。

(2) 鉄鋼生産地に対する企業誘致の推進。

(3) 中小企業振興策の実施。

ハ、鉄鋼不況の影響が特に深刻なロレーヌ地方については、特段の配慮を加える。

(2) 金融措置

(1) のイ.で示した設備近代化計画を金融面から支援するため、政府は各企業グループが自己資本充実に努めることを前提として以下の条件で設備資金貸付を行う。

イ. 政府は、借入企業の収益力が回復した時点で、当該企業の利益配分政策等に参画。

ロ. 産業、社会、金融の各面において借入企業に課せられる責任の履行状態を監督するため、関係閣僚から構成される監督委員会を設置。

ハ. 借入企業は、預金供託金庫(Caisse des Dépôts et Consignations)に保有株式の一部を保証として預入。

ニ. 設備再編成の対象となる鉄鋼生産地における新規雇用創出措置の実施に当って、借入企業に応分の負担を義務づけ。

(3) ECに対する支援要請

フランス鉄鋼業の再建は、EC鉄鋼市場の適切な管理等ECレベルでの施策なくしては実現困難とみられるにかんがみ、政府はECに対し金融面をも含めた支援措置の実施を要請する。

2. 上記方針につき、ドルナノ産業・科学技術相は「フランス鉄鋼業は過去10年間にわたってかなりの額の設備投資を行ってきたにもかかわらずその国際競争力は依然として不十分である。このため世界経済の成長テンポ鈍化に加え新興鉄鋼生産国の台頭もあって鉄鋼需給が世界的に緩和するとともに深刻な不況に直面するに至った。こうした状況を放置しておくならばフランス鉄鋼業の存続が脅かされるおそれがあると判断されるに至ったためこのような方針が決定されたものである」と説明している。

◇英国、輸出信用保証制度を一部変更

英国政府は2月1日、ポンドの決済通貨としての役割を後退させる見地から、輸出金融面における外貨金融への移行を促進するため、輸出信用保証制度を一部変更する旨発表した(即日実施)。今回の変更は英國製品を輸入する海外の業者に対し、英國の銀行が行う融資の保証(いわゆる buyer credit)に関するものであり、その主要

点は次のとおり。

(1) 輸出信用保証局(ECGD)の保証は、金額のかさむ大口プロジェクトの輸出および英国外で生産されたものの再輸出については、外貨で金融を受けたものに限定される。

(2) 別途定める特定国への輸出に対する保証は、原則としてすべて外貨で金融を受けたものに限定される。

(3) 同局が保証するポンド建信用供与わく(英國の銀行が主に外国政府、同政府機関に供与するもの)については、今後新規開設を認めず、現行わくの更新もこれまで十分な使用実績のあるものを除き認めない。

◇英国、ポンド残高に対するセーフティ・ネットの発動条件の細目を公表

ヒーリー蔵相は2月10日、下院において、海外公的ポンド残高に対するセーフティ・ネット(BIS加盟11か国との対英スタンド・バイ信用供与<2月号「要録」参照>)の発動条件の細目に関し、要旨以下のとおり発言した。

(1) スタンド・バイ信用の引出しが2月8日から可能となる。

(2) 海外公的当局保有ポンド残高が基準額(2,165百万ポンド、76年12月8日の水準)を下回り(ただし公的ポンド保有者に対し、保有ポンドと引換えに発行を予定している外貨建債券への転換による減少分は基準額から除く)かつ英國の外貨準備が6,750百万ドルを下回った場合に引出しができる。ただし外貨準備が6,750百万ドルを超えていても、これが公的対外借入等によって生じているような場合には、参加国の合意に基づいて引出しが可能となる。

(3) 引出額は、当初の1年間については上記ポンド残高を下回った額の100%、その後は75%とする。

(4) 引出し可能な月に実行しなかった場合には、引出し可能額は翌月以降に持越される。

(5) 引出しが米ドルで行われ、金利は市場金利並みとなる。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, National Westminster, Midland および Lloyds)は2月18日、短期市場金利の低下傾向に追随し、貸出基準金利および7日もの通知預金金利を各1%引下げた。この結果貸出基準金利は11.5%、7日もの通知預金金利は8%となつた。

◇イタリア、労働コストの上昇抑制措置等を決定

1. イタリア政府は1月31日、労働コストの上昇抑制を目的とした労使間合意(2月号「要録」参照)をうけて、概要以下のような諸措置を内容とする法案を閣議決定した(このうち賃金・物価スライド制に関する後述(1)、(2)の措置については、緊急政令<decreto legge>(注)により2月1日以降直ちに実施)。

(注) 「緊急の必要ある非常の場合に、政府がその責任において発する暫定的な法形式(法律と同等の効力を有する)」(憲法77条)であり、「直ちに両院に提出されて60日以内に法律に転換されねばならない」(同)こととなっている。

(1) 退職金を算定する場合、従来はその算定の基礎となる給与の中に通常の昇給分のほか賃金・物価スライド制による賃金の物価調整分を含めていたが、2月1日以後後者を算定基準から除外する。従って今後は1月31日現在の給与水準にその後の昇給分を加えたものが退職金算定の基礎となる。

(2) 賃金の物価スライド制には、一部公務員・国営企業職員のみを対象とする「有利なスライド方式」とそれ以外のほぼ全産業を適用対象とする「通常のスライド方式」との2種類があるが(2月号「要録」参照)、2月1日以降3年間、前者の適用を停止し、全業種について一律「通常のスライド方式」を適用することとする。

(3) 失業保険の不当受給を解消するため、不当受給者および失業保険受給者を採用した雇用主の両者に対する罰則を強化する。

2. 今次一連の措置につきアンドレオッティ首相は、「労働コスト抑制を図るとともに賃金・物価スライド制の業種間格差の是正を主にねらったものであり、この結果関係企業の労働コスト負担はかなり軽減されよう(ちなみにイル・ソール紙によれば「年間約3千億リラ」の軽減)」とコメントしている。

◇イタリア政府、企業の社会保険負担軽減措置を決定

1. イタリア政府は2月4日、企業の労働コストを軽減する見地から企業の負担する社会保険拠出金を一部減額し財政資金で肩替りする一方、これに要する財源確保のため増税を行う方針を決定、同8日から実施した。今次一連の措置の概要は次のとおり。

(1) 企業の社会保険料負担軽減措置(総額約1.4兆リラ)

企業の社会保険拠出金を77年2月～78年1月の間、次の額だけ減額する(注)。

イ. 77年2～4月…労働者1人当たり月額14千リラ

ロ. 77年5月～78年1月…同 24.5千リラ

(注) 政府では本措置に伴い、企業の労働コストは約4%(大企業)

ないし7%(中小企業)が軽減されると見込んでいる。

(2) 増 税

イ. 付加価値税の引上げ(税収増、約1兆リラ)

標準税率を12%から14%に引上げるとともに奢侈品にかかる2本立ての税率(30%と35%)を35%に一本化する(ただし食料品については従来同様低率<6%>に据置)。

なお今後賃金・物価スライド制による賃金の物価スライド分を算定するにあたっては、付加価値税率の変更に伴う物価へのね返り分を消費者物価上昇率から差引いたものを基準とする(従来はこの基準は消費者物価の上昇率そのもの)。

ロ. ガソリンを除く石油製品を対象に増税を実施する(税収増、約4千億リラ)

2. 今次一連の措置に関連してアンセルミ労相は、「77年中の労働コスト上昇率見通しは当初約28%であったが、先の労使間合意に基づく賃金・物価スライド制の修正や今回の措置等によって最終的には16～17%程度(注)の上昇に抑えることができよう」と述べている。

(注) イ. 賃金・物価スライド制の修正によるコスト低下分…4.5%
ロ. 労組側が賃金・物価スライド分以外の賃上げ要求自肅方針を打出したことによるコスト低下分…1.5～2.5%
ハ. 今次措置によるコスト低下分…5%

◇スイス政府、中期財政計画を発表

1. スイス政府は2月14日、歳出の増加抑制による財政収支の均衡回復を目指した中期財政計画(1978～80年度)を発表した。その概要は下表のとおりで、①歳出面では公務員の増加抑制、各種補助金の削減等を通じて全体の伸び率を各年度とも前年度比4～5%程度にとどめる一方、②歳入面では付加価値税の導入(51年4月号「要録」参照)による税収の増加などから各年度とも歳出を上回る伸び率を期待、③この結果、収支じりは78年度の637百万フランの赤字から、79年度にはほぼ均衡(49百万フランの赤字)、80年度には53百万フランの黒字に転ずる

スイスの中期財政計画(1978～80年度)

(単位・百万フラン、△印は赤字)

	1978年度	1979年度	1980年度
歳 出 (前 年 度 比・%)	16,725 (4.6)	17,384 (3.9)	18,212 (4.8)
歳 入 (前 年 度 比・%)	16,088 (13.1)	17,335 (7.8)	18,265 (5.4)
うち付加価値税導入による増収分	1,302	2,396	2,510
支 収 じ り	△ 637	△ 49	53

ことを見込んでいる。

2. シュバラ蔵相は本計画について「一部に歳出抑制に伴うデフレ効果を懸念する向きもみられるが、歳出の伸び過ぎを抑え政府借入の縮小を図ることがインフレなき安定成長(政府の成長率見通し、1978～80年度各名目4%、実質1.5%)を達成するため必要である」としているほか、さらに付加価値税の導入に関しては「もし国民投票(本年6月12日)において否決されるような事態となれば歳出を削減することが必要になる」と述べている。

◇スイス中央銀行、対外債務にかかる準備預金積立て義務を解除

1. スイス中央銀行は2月25日、商業銀行の対外債務にかかる準備預金積立て義務をすべて免除する(最低準備制度上の所要積立て額に対する免除率は従来90%(注)、51年10月号「要録」参照)こととし、2月28日から実施する旨決定、発表した。

(注) 同行の最低準備制度は、預金種類別、通貨種類別、残高増加額別に最低準備率が定められており、これに基づいて計算された所要積立て額の一定部分が免除される仕組になっている。

2. 本措置の背景について同行コミュニケは「国内金融市场の流動性は、資本輸出に伴う中央銀行の外貨売却増加などからかなりの減少をみている。中央銀行理事会はこうした事情を踏まえ、市場に十分な流動性供給を行う趣旨から現在中央銀行に積立てられている準備預金約220百万スイス・フランの積立て義務を解除することとしたもの」と説明している。

◇ベルギー、景気対策を発表

1. ベルギー政府は2月14日、民間設備投資の促進および失業者の雇用確保等の観点から、以下のような一連の措置(いわゆる「エグモン・プラン」)を実施する旨決定、発表した(注)。

(注) これらの措置を実施するに必要な資金調達および財政赤字削減のため以下のよう増税措置を実施。

1. 酒、たばこ、ガソリン、自動車、各種サービス等に対する付加価値税率を引き上げ。
2. 所得税の課税強化等
 - (1) 利子・配当課税を強化する。
 - (2) 自由業所得に対する所得税の源泉徴収を強化するほか、その所得に対する基礎控除を引下げる。

(1) 設備投資促進措置

- イ. 新規設備投資に対する割増償却の認容等

- (イ) 77年3月1日～12月31日の間に行われる新規設備投資については、普通償却限度を超えて一定の割増償却を認める。

- (ロ) 上記期間中実施されたすべての設備投資に対して

減価償却の一括償却(全額損金計上可)を認めるほか、従来減価償却を認めていなかった各種投資財についても新たに通常の減価償却を認める。

ロ. 増資を行った企業に対する法人税の一部免除

77年3月1日から12月31日までの間に増資を行った企業に対し、今後5年間に限り、配当額のうち増資に伴い発行された株式に対応する金額を法人税の課税標準から控除することにより法人税の一部を免除する(ただし当該株式に対応する配当額が増資金額の5%を超える場合には控除しない)。

ハ. キャピタル・ゲイン課税の一部適用免除

77年3月以降、保有資産の処分によりキャピタル・ゲインを取得した企業がその資産売却額を超える規模の新規設備投資(新たな雇用拡大をもたらすものに限る)を資産処分後一定期間(処分が行われた課税年度の次の課税年度末まで)内に実施した場合に限り、キャピタル・ゲイン課税を免除する。

ニ. 設備投資に対する利子補給金の支給

政府の定める基準に合致した設備投資計画を実施する企業に対し、その申請に応じて利子補給金(企業の金融機関借入金利息額のうち借入利子の2%ポイント相当額)を個別審査のうえ支給する。ただし申請後1年半以内に設備投資を実行することを要する。

(2) 公共事業の繰上げ実施

本年度の公共事業計画(総額1,666億ベルギー・フラン)のうち890億ベルギー・フラン分を、本年上期に集中して実施する。

(3) 若年労働者の雇用促進措置の拡充・強化等

イ. 企業等に対する若年労働者雇用義務の強化

- (イ) 若年労働者(30歳以下)を雇用する義務は、従来は従業員100人以上の企業および官公庁を対象としてきた(注)が、今後はこの適用対象を従業員50人以上の企業および官公庁にまで拡大する。

(注) 51年9月号「要録」参照。

- (ロ) 上記(イ)の措置とも関連し従来雇用義務が、従業員100人につき1人の割合で若年労働者を見習い雇員として採用するものであったが、今後はこの割合を従業員50人につき1人に変更する。

ロ. 若年者の技能水準を高め、その雇用機会を拡大するため、義務教育終了年限の延長をも含めて、職業教育の充実策を検討。

2. 最近のベルギー経済は、高水準の失業の下で依然景気低迷の様相を濃くしており、民間設備投資にも積極的な動意がうかがわれ難く、従って民間企業としては高い

労働コストを吸収して国際競争力を維持・強化することがしだいに困難になりつつある。

今次一連の措置はこのような情勢下、財政面から景気の下支えを行うとともに民間設備投資を巡る環境を改善することで投資を喚起し、雇用機会の拡大・輸出促進を図ることをねらったものとみられている。なおベルギー政府は、「今次一連の措置の結果、本77年中の実質成長率を昨年12月見通しの1.7%から3.4%に引き上げることができよう」と述べている。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合の引下げ等金融緩和措置を決定

1. ベルギー中央銀行は2月16日、公定歩合の引下げ等以下のような金融緩和措置(年初来2回目、2月号「要録」参照)を決定、翌17日から実施する旨発表した。

(1) 再割引歩合(公定歩合)……8→7%

(2) 債券担保貸付歩合

イ. 貸付限度わく内の貸付適用金利……8→7%

ロ. 貸付限度わく外高率適用金利……8.5→7.25%

2. 今次緩和措置の背景についてド・ストリッカー総裁は「ベルギー・フランの安定化と国内市場金利の低下傾向が持続する一方、高水準の失業に依然改善の兆しが表れていない状況にかんがみ決定されたものであり、この点、設備投資の促進と失業問題の解決に重点をおいた景気対策(「要録」別項参照)と軌を一にするもの」と説明している。

◇デンマーク、総選挙の結果と内閣の小幅改造

1. デンマークでは1月22日の議会解散のあとをうけて、2月15日に総選挙が実施された。今回の選挙は、このところ住宅問題、失業対策、国防予算等をめぐって与野党間の対立が強まっていたほか、昨年8月に導入された緊急インフレ対策(50年9月号「要録」参照)に反対して労組側が統一ストも辞さないというような状況下で行われた。

選挙結果をみると、与党社会民主党が8議席増の65議席を確保したほか、野党のうち中道四党(注)も全体としてはほぼ従来どおりの議席数を維持した一方、従来野党第一党であり、政府の施策に特に批判的であった穏健自由党的後退が目立った。

(注) 保守党、中道民主党、急進自由党、キリスト教人民党の四党。これら四党は従来から閣外協力を実施。

2. 上記総選挙後の2月25日、Jorgensen首相は内閣の小幅改造を実施し、引き続き社会民主党の少数単独内閣が政権を担当することとなった。

デンマークにおける総選挙の結果

	新議席数	1975年総選挙後		
		今回得票率(%)	議席数	同左得票率(%)
社会民主党	65	37.1	53	30.0
進歩党	26	14.6	24	13.6
穏健自由党	21	12.0	42	23.3
保守党	15	8.5	10	5.5
中道民主党	11	6.4	4	2.2
社会人民党	7	3.9	9	4.9
共産党	7	3.7	7	4.2
急進自由党	6	3.6	13	7.1
キリスト教人民党	6	3.4	9	5.3
ジョーシスト党	6	3.3	0	1.8
左派社会党	5	2.7	4	2.1
年金者党	0	0.8	—	—
計(注)	175	100.0	175	100.0

(注) なお上記以外に地域(グリーンランド等)代表4名が加わり議席数は総計179名となる。

主要閣僚は以下のとおり(新任は全体で運輸相ほか3閣僚)

首相	Anker Jorgensen(留任)
外相	K. B. Andersen(〃)
蔵相	Knud Heinesen(〃)
経済相	Per Hækkerup(〃)
運輸相	Kjeld Olesen(新任)
商務相	Ivar Norgaard(留任)
労働相	Erling Jensen(〃)
内務相	Egon Jensen(〃)
社会相	Eva Gredal(〃)
農業相	Poul Dalsager(〃)
漁業相	Svend Jakobsen(〃)

◇スウェーデン、雇用対策措置を発表

1. スウェーデン政府は1月27日、総額15億クローネに達する一連の雇用対策措置を決定、発表した。本措置の概要是以下のとおり。

(1) 企業に対する職業訓練助成金の引上げ

77年2月1日～6月30日の間、企業内で職業訓練教育を受けさせることにより過剰な人員の雇用維持につとめてきた企業に対しては、最初の160時間の職業訓練教育時間を限度として助成金を最高25クローネ(労働者1人につき、<1時間当たり>)引上げる。

(2) 職業再訓練制度の対象人員を従来より1万人増わなくて6万人とし、また本制度にかかる助成金を労働者

1人当たり30クローネ(1時間につき)だけ引上げる。

(3) 若年者のための雇用促進措置(総額2~2.5千万クローネ)を実施する。

(4) 雇用促進措置の一環として概要次のとおり公共事業の繰上げ実施等を行う。

イ. 政府の公共事業計画を2億クローネ分繰上げて実施。

ロ. 地方自治体が78年以降実施を予定している公共事業計画を本年5月1日までに繰上げて実施した場合には、その発注額の2割につき政府が助成金を交付。

ハ. その他総額5億クローネの追加的公共投資を実施。

2. 今次措置の背景についてみると、最近のスウェーデン経済が景気面で依然力強さを欠いており、産業界からは大幅な人員整理の声も聞かれるなど雇用環境が芳しくないためにとられたものと一般には受け止められている。

◇ノルウェー、金融機関等に対する債券強制保有率を引上げ

1. ノルウェー政府は1月20日、ノルウェー中央銀行の要請に基づき、金融機関等に対する債券強制保有率(注)を以下のように引上げる旨決定した。

(注) 同制度の概要是以下のとおり。

(1) 対象金融機関……商業銀行、貯蓄銀行、生命保険会社および総資産2百万クローネ以上の年金基金。

(2) 適格債券……国債、その他政府の定める債券。

(3) 債券強制保有額の算出方法……基準時*における総資産額に対し一定の債券強制保有率を乗じて当該金融機関の債券強制保有額を算出する。

* 基準時

商業銀行、貯蓄銀行……76年3~5月間平均。

生命保険会社……69年末。

年金基金……71年末。

(4) 債券の保有方法……商業銀行、貯蓄銀行については偶数月末、その他金融機関の場合は各四半期月末時点においてそれぞれ保有させることとする。

ただし総資産額に対して一定率(27%

(1) 商業銀行、貯蓄銀行……南部の商業銀行、貯蓄銀行についてのみ33%から35%に引上げ(北部の銀行は据置<15%>)。

(2) 生命保険会社……40→50%。

(3) 年金基金……南部についてのみ40%から50%に引上げ(北部の場合20%に据置)。

2. 今次引上げ措置が採られた背景につきペール・クレッペ蔵相は、「金融機関の債券保有額についての政府目標(商業銀行、貯蓄銀行については40億クローネ、その

他10億クローネ)を達成するためのもの」とコメント。

◇スペイン政府、外資規制の一部を緩和

スペイン政府は、1月21日付官報において失業対策および外資流入促進策として現行の外資規制の一部を緩和する旨発表した。すなわち従来の外資法(1974年10月31日制定)では外資によるスペイン企業への投資が出資比率50%以上となるものについては、スペイン政府の事前承認が必要とされていたが、今回これが概要次のとおりに改正された。

1. 新設企業(国防、公益事業、放送、出版、銀行、保険等の業種を除く)に対する外資による投資については次の(1)~(3)の条件を満たすならば、出資比率が50%以上であってもこれを自動承認制とする。

(1) 払込み資本金総額は1億ペセタ以上。外資による株式取得は外貨でなされ、かつロイヤリティの支払いを要しないこと。

(2) 企業新設時に100名以上のスペイン人を雇用すること。

(3) 第2年度より当該企業が輸入金額を上回る輸出を達成するか、もしくは初年度から1億ペセタ以上の生産をあげその50%以上を輸出するか、または企業新設時に1,000名以上のスペイン人を雇用すること。

2. 既存企業の増資に際して外資による株式取得の結果、外資比率が50%以上となる場合についても、次の(1)~(3)の条件を満たす場合にはこれを自動承認制とする。

(1) 増資規模1億ペセタ以上かつ増資の結果資本金と準備金の合計額が3割以上増加するほか、外資による株式取得は外貨でなされること。

(2) 当該企業は増資の翌年度に100名以上のスペイン人を新規に雇用し、輸入金額を上回る輸出を達成すること。

(3) ロイヤリティ支払いを伴わないこと。

3. 外資導入に関するすでに政府の事前承認をうけている企業が増資する場合、外資比率が従来と同じであれば外資比率のいかんにかかわらず許可申請は不要とする。

◇スペイン、総合経済政策を発表

1. スペイン政府は2月22日、概要以下のような総合経済政策を発表した。

(1) 景気を刺激し(77年の政府実質成長率達成目標+3.5%、前年実績+1.8%)、雇用の促進を図るため、総額500億ペセタに上る公共投資を実施する。

(2) インフレ高進を抑制するためマネーサプライ($M_1 +$

スペインの主要経済指標

	1974年	1975年			1976年			10月	11月	12月
		第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期					
鉱工業生産指数*	(1970年=100)	150 (9.5)	140 (△ 6.7)	147 (1.4)	137 (1.5)	147 (3.5)	150 (7.9)	155 (2.0)		
小売売上高*	(1970年=100)	267.4 (29.7)	308.6 (15.4)	317.1 (8.7)	357.7 (18.4)	369.5 (21.6)	375.6 (21.6)			
失業率*	(%)	1.4 < 1.4>	2.3 < 1.4>	2.7 < 1.7>	2.9 < 2.0>	3.4 < 2.2>				
失業者数*	(千人)	150 < 150>	257 < 150>	299 < 182>	315 < 222>	359 < 243>				
時間当たり賃金*	(1970年=100)	210 (33.8)	275 (31.0)	289 (26.2)	287 (11.2)					
消費者物価	(1970年=100)	151.1 (15.7)	176.7 (16.9)	184.9 (14.7)	192.4 (14.6)	205.8 (18.5)	211.8 (17.5)	218.0 (19.1)	222.0 (20.5)	224.4 (19.9)
輸出*(F.O.B.)	月平均	34.1 (35.3)	36.8 (7.9)	41.8 (2.7)	45.9 (28.2)	41.2 (15.4)	52.9 (55.6)	43.7 (0.2)	54.7 (34.4)	
輸入*(C.I.F.)	10億ペソ	74.1 (58.3)	77.7 (4.9)	80.4 (△ 0.6)	88.9 (11.5)	92.2 (17.8)	100.9 (37.7)	91.3 (10.8)	110.3 (34.0)	
貿易収支*	セタ	△ 40.0 <△ 21.6>	△ 40.9 <△ 40.0>	△ 38.7 <△ 40.2>	△ 43.0 <△ 43.9>	△ 51.0 <△ 42.5>	△ 47.9 <△ 39.3>	△ 47.6 <△ 38.8>	△ 55.5 <△ 41.5>	
マネーサプライ(M ₁ +準通貨)	(期末・10億ペセタ)	4,402 (19.1)	5,231 (18.8)	5,231 (18.8)	5,269 (18.8)	5,514 (19.1)	5,737 (18.7)	5,820 (18.9)	5,893 (19.2)	
金・外貨準備	(期末・百万ドル)	6,485 < 6,772>	6,090 < 6,485>	6,090 < 6,485>	5,906 < 6,265>	5,298 < 6,248>	5,530 < 6,371>	5,370 < 6,300>	5,334 < 5,964>	

(注) * 印は季節調整済み。

2. () 内は前年同期(月)比増減(△)率(%)、< > 内は前年実数。

資料: OECD, Main Economic Indicators; IMF, International Financial Statistics.

準通貨)を対前年比+21%に抑えるほか、金融機関の民間向け貸出を同+23%にとどめる。

(3) 主要食料品価格、家賃、電気料金等の価格規制を実施する。

(4) 輸出促進を図るため、スペイン海外銀行(Banco exterior de España)の輸出業者向け貸出わくを全貸出わくの25%から30%に拡大するほか、特定品目の輸出減税を実施する。さらに貿易促進を目的とする開発援助基金(スペイン製品を輸入する国の政府、政府機関に対して信用供与を行う)を新設する。

(5) エネルギー消費需要を抑制するため、ガソリン価格を10%引上げるほか、工業用の電力、天然ガスおよび液化ガスの価格を20%、重油およびナフサの価格を25%それぞれ引上げる。

なおこのほか中・長期的観点から金利自由化を段階的に実施するほか、財政制度の見直し等を行い、また労働面では労使関係を正常化するため、労働組合結成の自

由、スト権の確立等を盛込んだ労働関係法令を整備する。

2. 本措置についてカリーレス蔵相は「インフレ抑制、国際収支改善、景気刺激を図るとともに、中・長期的観点から市場原理の導入等により経済構造を改善しようとしたもの」と述べている。

◇ポルトガル中央銀行、輸入ファイナンス規制措置を発表

ポルトガル中央銀行は、高水準の輸入を抑制するため、本年1月1日以降次のような輸入ファイナンス規制措置を実施することとした。その概要は以下のとおり。

(1) 奢侈品(自動車、テレビ、ラジオ等)の輸入に際しては、国内借入、海外借入を問わず、輸入業者が輸入金融を受けることを禁止する。

(2) 必需品(食料品、石油、原材料等)の輸入に際しては、輸入業者による輸入金融借入の期間を90~180日

に限定するほか、可能な限り海外借入を受けさせることとする。

(3) 資本財の輸入に際しては、輸入金融受信額(国内借入、海外借入の合計)の輸入金額に対する比率の最高限度を、輸出向け商品30%、国内向け商品のうち軽機械類60%、同重機械類20%とするほか、50万エスクード以上の輸入については海外借入によるものとする。

◇ポルトガル政府、緊急経済政策を発表

1. ポルトガル政府および中央銀行は2月25日、次のような緊急経済政策を発表した。

- (1) エスクードの為替相場を15%切下げる。
- (2) 公定歩合を6.5%から8%に引上げる(2月28日実施)。
- (3) 主要食料品の価格を1年間凍結する。
- (4) 不要不急輸入品に対する60%の暫定課徴金賦課措置(51年11月号「要録」参照)を継続する。

2. 本措置は、依然として景気停滞が続いているほか、貿易収支が大幅に悪化し、インフレが高進しているポルトガル経済を改善するとともに、それによってIMFからの借入を実現し、また西側諸国からの借入拡大への道を開くことに主たるねらいがあるものと一般には受取られている。

アジアおよび大洋州諸国

◇ASEAN、特恵貿易取決めに関する基本協定に調印

ASEAN(東南アジア諸国連合)諸国は、2月24日、ASEAN首脳会議開催(76年2月)1周年を記念して開かれた特別外相会議(開催地マニラ)において、「ASEAN特恵貿易取決めに関する基本協定」に調印した。本協定では、ASEAN域内で特恵関税を実施するための大わくが10章17条にわたって示されているが、その概要は次のとおり。

- (1) 加盟各國は、基礎物資(特に食糧、エネルギー物資)に関する相互援助、ASEAN共同工業プロジェクト製品に対する市場援助、ASEAN域内貿易の拡大と域内一次産品の利用促進を通じ相互協力する。
- (2) 加盟各國は、特恵貿易取決めの方策として、特恵関税の供与、長期数量契約、特恵利率による輸出入金融、政府調達物資の域内優先買付け、非関税障壁の除去等を採用する。
- (3) 特恵関税は、基礎物資(特に原油と米)、ASEAN共同工業プロジェクト製品、域内貿易拡大に寄与する商品、その他加盟各國が関心を持つ商品に適用される

(特恵関税供与は商品別方式)。

- (4) 加盟各國間での特別な取決めによって、特定商品の長期数量契約(期間は、商品や数量により3~5年とする)を結ぶことができる。
- (5) 特恵貿易取決めで選定されたASEAN域内産品の輸出入に対しては、特恵利率による金融援助を行う。
- (6) 政府関係調達物資は国際入札を原則とするが、加盟国相互間では、入札1件当たり4万米ドル以内で2.5%の関税引下げを適用しうるものとする。
- (7) 多国間または二国間で合意された特恵関税取決めは、他の加盟国に対しても最惠国待遇の扱いで適用される。
- (8) 本協定で認められる場合を除き、新たな貿易制限措置をとることによって特恵関税取決めの合意事項を無効あるいは減退させてはならない。
- (9) ASEAN貿易・観光委員会を設置し、本協定の再検討、協定実施の監督などにあたらせる。同委員会は加盟国の代表で構成し、少なくとも年1回開催することとする。
- (10) 本協定は5番目の最終批准書をASEAN事務総長に供託した日から30日後に発効する。

ASEAN諸国は、国連調査チームによるASEAN域内経済協力に関する勧告(1972年)に基づき、段階的自由貿易地域の創設を検討してきたが、比較的工業化の進んでいるシンガポール、フィリピン、タイは域内関税一括引下げの早期実施を唱えてきたのに対し、工業化の遅れているインドネシア、マレーシアがこれに反対してきたため、交渉は難航していた。しかしながら、シンガポールが本年1月フィリピンと、また2月にはタイとそれぞれ関税を一律10%引下げる旨共同声明を行ったことが刺激となり、一括引下げではなく商品別引下げという漸進的方法をとることで加盟5か国間の妥協が成立し、ようやく今次基本協定調印にこぎつけたもの。本協定は、ASEAN自由貿易地域構想の具体化へ向けてその第一歩を踏出したものとして評価されているが、上記品目以外の特恵対象品目の選定や引下げ率など細目については今後の討議に待つところが多く、実施に至るまでにはなお曲折をたどるものとみられている。

◇アジア開発銀行、タイのソーダ灰プロジェクトに対する技術援助供与を承認

アジア開発銀行は2月10日、ASEAN共同プロジェクト(51年4月号「要録」参照)に対する初の援助としてタイのソーダ灰プロジェクト(注)(Rock Salt-Soda Ash Project)に対する技術援助供与(金額は未発表)を承認し

た。

この技術援助資金は、ソーダ灰の市場動向、主要原料となる岩塩の地質・採掘、同プロジェクトの建設最適規模や立地条件等を調査するための専門家派遣費用に充当される。

(注) 同プロジェクトへの投資総額は約160百万ドル(輸送設備建設費を含まない)と見積もられている。

◇韓国、1977年の経済目標を発表

韓国政府は1月、第4次経済開発5か年計画(1977~81年)の初年度に当る77年の主要経済目標を発表した。これによると、本年は経済政策目標を「安定成長の維持」におき、各種支援策により輸出100億ドルを達成し、これをててこに10%の経済成長を維持、この間物価上昇率を10%に抑制することとしている。主要目標以下のとおり。

韓国 国内経済目標

(単位・前年比増加率・%)

	1977年目標	1976年実績
実質G N P	10.0	15.2
うち農林水産業	4.0	8.3
鉱工業	17.1	25.1
建設業・社会間接資本	8.0	11.3
およそその他		
卸売物価上昇率	10.0	11.2
消費者物価上昇率	10.0	14.5
マネーサプライ増加率	23.0~25.0	30.5
国内与信増加率	24.0~24.6	21.0

韓国の国際収支目標(I M Fベース)

(単位・百万ドル、カッコ内は前年比増加率・%)

	1977年計画	1976年実績(暫定)
経常収支	△ 484	△ 274
貿易収支	△ 283	△ 312
輸出	10,000 (28.2)	7,800 (55.9)
輸入	10,283 (26.8)	8,112 (21.5)
貿易外収支	△ 434	△ 192
受取	2,027	1,563
支払	2,461	1,755
移転収支	233	230
長期資本収支	1,100	1,169
短期資本収支	184	611
外貨準備高	3,740	(注) 2,940

(注) 実績 2,961

◇韓国、第3次5か年計画の成果を発表

韓国政府はこのほど、第3次経済開発5か年計画(1972~76年)の成果(暫定)を発表した。これによれば計画期間中の年平均実質成長率は11.2%(当初計画目標8.6%)、計画最終年(76年)の1人当たりG N P(名目)は698ドル(同389ドル)、年平均輸出増加率46.2%(同22.8%)と主要目標はいずれも超過達成された。主要部門の達成状況は次のとおり。

(1) 生産

イ. 農林水産部門…米穀等主要農産物の増産、遠洋漁業の急伸による漁獲量の増大から年平均5.3%と計画目標を大幅に上回った。この結果75年には米穀等主要穀物の完全自給化を実現した。

ロ. 鉱工業部門…機械、金属、石油化学等重化学工業の急速な発展(注)(製造業全体に占める重化学工業のウエイト、71年39.2%→76年43.6%)を主因に、繊維、合板、はき物等軽工業の好伸もあって、計画期間中年平均20.1%(当初計画目標13.0%)の高い伸びを達成、これが同国高度成長を主導するかたちとなった。

ハ. 社会間接資本・その他部門…道路交通網の拡充、発電設備の増大、外港施設の拡張等インフラ部門を中心に年平均8.5%(計画目標8.2%)の伸びを示した。

(2) 対外貿易

輸出…輸出産業に対する金融面での各種支援、ウォン為替レートの切下げ(74年12月)に伴う輸出競争力の強化等により計画期間中の年平均増加率は46.2%(計画目標22.8%)と高水準の伸びを示した。

輸入…原油価格の急騰などにより輸入価格が大幅に上昇した73~74年に急増した(各々前年比+70.5%、+68.2%)ものの、総需要の抑制、輸入代替の進展等により年平均増加率は30.2%と比較的低い伸びにとどまった。

貿易収支…貿易収支赤字額は、74~75年の大幅赤字(各々19.4、16.7各億ドル)が響いて年平均10.7億ドル

韓国的主要経済指標(第3次5か年計画の実績)

(経済成長指標)

	単位	1971年(A)	1976年暫定(B)	B/A	1972~76年平均成長率
G N P	70年価格(10億ウォン) 経常価格(百万ドル)	2,826.8 8,747	4,757.7 25,018	1.7倍 2.9	11.2% 23.8
1人当たりG N P	経常価格(ドル)	266	698	2.6	21.7
人口	年(千人)	32,882	35,860	1.1	1.7

(産業別成長率および構成比)

(単位・%)

	成長率		産業構成比	
	1967～ 71年 平均	1972～ 76年平 均(暫定)	1971年	1976年 (暫定)
実質 G N P	10.5	11.2	100.0	100.0
農林水産業	2.5	5.3	28.9	24.7
鉱工業	20.3	20.1	22.8	31.1
うち製造業	21.5	20.6	21.7	30.0
社会間接資本・その他	12.3	8.5	48.3	44.2

(貿易)

(経常価格、単位・百万ドル)

	1971年	1976年 (暫定)	1972～76年 年平均増加率
輸出	1,132	7,560	46.2 %
輸入	2,178	8,155	30.2
貿易収支	△ 1,046	△ 595	

と前計画期(同 8.7億ドル)に比べ実額では増加したものの、輸出に対する輸入の割合(輸入／輸出)は大幅に低下した(225%→124%)。

(注) 計画期間中の生産能力拡充状況

	1971年	1976年
製鋼能力	90M/T	450M/T
造船 "	20万G/T	260万G/T
石油化学工業…	74～76年中に10万M/T 規模のナフサ分解工場が操業を開始し、20余の大規模系列工場が完工。	

◇韓国、輸出支援金融制度を改正

韓国銀行はこのほど、輸出前貸金融に係る融資期間の変更および融資限度取引対象企業の拡大を主内容とする輸出支援金融制度の改正を行い、1月4日から実施した。概要次のとおり。

(1) 融資期間の変更

従来の融資期間は輸出品目のいかんにかかわらず一律90日となっていたが、資金の効率的な運用を図ると同時に資金の流用を防止するため、輸出面での優先度合や資金の回転期間の長短を勘案して、品目により融資期間に差を設けることとした。

イ. 90日超の品目…輸出戦略品目として重点的に支援する船舶、鉄道車輌、遠洋漁獲物および海外建設請負工事については180日、産業用機械および自動車については150日(注1)。

ロ. 90日以内の品目…「輸出金融融資期間審議会」(政府および韓国銀行職員で構成)の諮問により韓国銀行総裁が逐次決定する(決定されるまでは従来どおり90日間)。

(2) 融資限度取引対象企業の拡大

同行は76年2月、輸出前貸金融につき従来からの信用状に基づく個別融資方式に加え、輸出促進、事務手続簡素化のねらいから、一定水準以上の輸出実績を有する大企業に対しては融資限度額の設定による包括融資方式を適用(51年3月号「要録」参照)、同年4月から一定の要件を備えた中小企業をもその対象に加えたが、選定要件が極めて厳格であったため多くの中小企業は同制度を利用出来なかった。このため以下のとおり選定要件を大幅に緩和し、対象企業を拡大することとした。

イ. 大企業…前年または過去1年間の輸出実績が30百万ドル以上、平均外貨稼得率(注2)が30%以上の企業(従来どおり)。

ロ. 中小企業…外貨稼得率が30%以上(従来は65%以上)の業種で、かつ金融機関の適格優遇企業(従来はこのほか、過去3年間の平均輸出増加率が45%以上であることが要件とされていた)。

(注1) これら品目は金融通貨運営委員会の諮問を経て韓国銀行総裁が決定。

(注2) (輸出額-輸出のための原材料輸入額)/輸出額。

◇韓国銀行、外銀とのスワップ取引制度を改正

韓国銀行はこのほど、1974年下半期以降外貨準備対策の一環として実施してきた外国銀行国内支店(11行)とのスワップ取引制度を次のとおり改正、1月15日から施行した。

(1) スワップ取引対象範囲の制限…外国銀行支店が本支店営業勘定により調達した外貨資金に限る(従来は制限規定なし)。

(2) スワップ取引限度の変更…昨年7月下旬以降一定水準(同年7月16日現在の取引残高)に凍結してきたスワップ取引限度額を各行の同国内における外貨貸出残高と同一とする。

本措置は、最近における同国の外貨事情好転を背景に、選別的外貨調達を図るために採られたもので、同時に輸出企業に対する外貨貸出の促進をねらいとしたものとも伝えられる。

◇韓国、外国為替管理規程の一部を改正

韓国政府はこのほど、外貨事情の好転を背景に、短期延払い方式の輸入を抑制するため、短期延払い輸入対象品目を一覧払済決方式で輸入する場合の輸入担保金積立て率の引下げおよび短期延払い輸入期間の短縮を主内容とした外国為替管理規程の一部改正を行い、1月21日か

ら実施した。概要次のとおり。

(1) 短期延払い輸入対象品目(内需用)を一覧払決済方式で輸入する場合の輸入担保金積立率の引下げ

イ. 米、麦、原綿、農薬など13品目(注)…一律35%(従来100~110%)。

ロ. その他品目…一律60%(同100~110%)。

(2) 延払い輸入期間の短縮…最低を30日(従来は60日)に短縮(期間の最高<180日>は変らず)。

(注) 延払い方式で輸入する場合の担保金積立率(現行5~80%)が40%未満の品目に該当。

易商社の育成等)を一層強化する方針を明らかにしている。部門別目標は次のとおり。

◇タイ、大型投資プロジェクト8件の推進を決定

タイ投資委員会は、76年12月21日、これまで未認可のまま放置されていた大型投資プロジェクト8件(注)(投資総額100億バーツ<約5億米ドル>)の認可を急ぐ旨決定した。

今次決定は、産業投資奨励法の改定措置(2月号「要録」参照)の方針に沿って、新規投資を振興するためとられた具体的措置で、未認可プロジェクトのうち8件を対象として、政府出資の決定、採掘権の付与、鉱業政策の変更等の措置を講じ、認可を急ぐこととしたもの。

(注) ①潤滑油プラント、②竹を原料としたパルプ生産プラント、③ケナフを原料としたパルプ生産プラント、④新聞紙工場、⑤亜鉛の採掘と製錬所、⑥沖合のすぐ採掘プロジェクト、⑦カリ鉱石の探査と採掘プロジェクト、⑧岩塩採掘プロジェクト。

◇台湾、1977年の経済目標を発表

台湾では1月中旬、76年の経済計画の概要が発表された。これによれば本年の実質経済成長率目標は8.5%と前年実績(11.8%)をかなり下回る計画となっている。これは、①先進国景気の回復テンポの鈍化を映して輸出の増勢が昨年秋口以降鈍化していること、②十大建設工事の一部が昨年中に相次いで完成したことにより本年は公共投資の減少が見込まれること等の事情によるものである。なお当局は、同計画達成のため民間投資の奨励、輸出産業に対する支援(金融措置、関税率引下げ、大型貿

台湾の部門別成長計画(実質ベース)

(単位・前年比増加率・%)

		1977年目標	1976年実績 (暫定)
G	総 農 林 水 産 業	8.5	11.8
	鉱 工 業	2.4	5.3
N	うち 製 造 業	13.0	17.2
	建 設 業	14.1	18.0
P	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	7.9	n.a.
	運 輸 ・ 通 信 業	11.6	16.5
E	そ の 他 サ ー ビ ス 業	9.0	10.2
	個 人 消 費 支 出	4.8	7.5
G	政府の財貨サービス経常購入	7.3	6.2
	N 国内総固定資本形成	5.6	3.0
E	E 財貨・サービスの輸出 (控除)	3.5	9.4
	財貨・サービスの輸入	11.6	41.0
1 人 当 り 国 民 所 得 (名目・ドル)		12.0	27.7
通 関 輸 出 (名目、百万ドル)		898	809
△ (") 輸 入		9,300 (15.1)	8,080 (52.2)
賀 易 収 支 (")		9,050 (19.2)	7,590 (27.5)

(注) カッコ内は前年比増加率・%。

◇インドネシア、1977年度予算案を発表

インドネシア政府は1月6日、1977年度(77年4月~78年3月)予算案を議会に提出した。本予算案に関連してスハルト大統領は、「経済の安定を図るために均衡予算を維持する一方、予算を効率的に運用するため開発予算是第2次経済開発5か年計画の優先順位(49年9月号「要録」参照)に基づき重点配分する。産業政策については、今後とも国内産業保護を図ると同時に、消費者の利益を確保する見地から輸入禁止は行わず、必要に応じて関税政策を変更する」とことなどを明らかにした。

本予算案の概要は次のとおり。

(1) 歳入は、総額4兆2,473億ルピア、前年度比+20.6%と、74年度(+82.9%)、75年度(+73.4%)を大幅に下回る低い伸びとなった。これは、間接税(前年度比+35.5%)が国内開発に伴う輸入増大を背景とした輸入税の伸長等から、また石油会社税(同+17.6%)も原油価格引上げ等から增收が見込まれているものの、開発支出を国内歳入で賄う割合を高める方針から外国援助受入れを抑制(同+6.4%)したことによるもの(この結果、歳入総額に占める外国援助比率は前年度の20.4%から18.0%へと低下)。.

(2) 歳出は、収支均衡維持方針を反映して、全体として抑制されているが、経常支出は、公務員給与の大幅引上げ(最低月額給与を約33%引上げ)に伴う人件費(前年度比+37.5%)および地方自治体補助金(同+49.9%)の伸長や対外債務償還額(中央銀行が肩代りしたブルタミナ債務の償還を含む)の増す(同+28.7%)から、前年度の伸び(同+9.1%)を大きく上回った(同+29.9%)。

%)。この反面、開発支出は、鉱・工業や運輸・観光部門を主体に全体として低い伸び(同+12.9%)に抑えられたが、こうした中にあって、農業、電力、教育、住宅・上水道等の部門に対しては重点的な配分がなされている。

インドネシアの1977年度予算案

(単位・億ルピア)

		1977年度	前年度比 増減(+)率
歳 入	経常収入	34,842	24.3 %
	うち直接税	24,971	19.9
	うち石油会社税	19,473	17.6
	間接税	8,982	35.5
	うち輸入税	3,110	39.3
	外国援助受入れ	7,631	6.4
	計	42,473	20.6
歳 出	経常支出	20,794	29.9
	うち人件費	8,869	37.5
	物件費	3,455	10.4
	地方自治体補助金	4,604	49.9
	対外債務償還	2,217	28.7
	開発支出	21,679	12.9
	うち農業部門	6,030	6.8
	電力部門	2,310	10.0
	鉱・工業部門	1,470	— 12.1
	運輸・観光部門	3,640	— 12.4
	教育部門	1,900	33.5
	住宅・上水道部門	680	142.0
	計	42,473	20.6

◇フィリピン、砂糖の政府買取り価格および国内販売価格を手直し

フィリピン政府は、76年12月1日、砂糖の政府買取り価格引下げおよび国内販売価格の一部引上げを決定した。

1. 措置の概要

- (1) 政府の生産者買取り価格については、①輸出向け分は1ピクル(133ポンド)当り125ペソから90ペソに引下げ、②国内向け分は108.75ペソから79.50ペソに引下げる。
- (2) 国内販売価格については、①家庭用は1ピクル当り60ペソから75ペソに引上げ、②工業用は従来の86ペソに据置く。

2. 背景

最近の砂糖の国際価格低迷(注1)により、同国の砂糖

輸出は大きな打撃をこうむっており(注2)、砂糖独占輸出版会社である Philippine Exchange Co.(Philippine National Bank の子会社で政府の管轄下にある)の経営状態も極度に悪化(注3)。このため、74年8月以降とられてきた輸出収益で国内消費者を保護する砂糖政策が行詰ったため、今回その対策として、生産者、消費者それぞれに応分の負担を課すこととしたもの。

なお、こうした同国最大の輸出品目である砂糖の輸出不振に対し、政府は、市場開拓努力(本年1月、ソ連<60万トン>、中国<45万トン、原油とのバーター>との成約に成功)、一時解雇の砂糖栽培労務者に対する救済資金支出(200万ペソ)などの対策を講じているが、国際価格の好転が当分期待できそうにない状況から、同国経済に与える影響が懸念されている。

(注1) 砂糖の国際価格推移(NY市場)

74年11月(ピーク時)	65セント/ポンド
75年中(月末価格の年間平均)	19
76年中()	11

(注2) フィリピンの砂糖輸出推移(月平均)

	金額	数量
74年	61百万ドル	128千トン
75年	48	81
76年(1~10月)	36	125

(注3) 財務長官を委員長とする委員会の報告書によれば、Philippine Exchange Co. が74、75年に蓄積した利潤(4億ペソ強)は、76年1~9月中に取崩され、また在庫量も141万トン(ほぼ1年分の輸出量に相当)に達している。

◇パキスタン、一部合成繊維の輸入関税を引下げ

パキスタン政府は1月28日、ポリエステルおよびビスコース繊維の関税引下げを実施した(同関税は従量税および10%の従価税から成り、今回の引下げは従量税のみ)新旧従量税率は次のとおり。

品目	新	旧
ポリエステル繊維	3ルピー/ポンド	3.5ルピー/ポンド
ビスコース繊維	3	4.5

同国では、昨年7~9月の洪水により国内綿花生産が減産となり、国内繊維工場の操業維持が懸念される状況となったため、合成繊維の輸入促進を図る見地から今回の措置がとられたものとみられる。

なお、同国中央銀行は、1月末上記措置に対応し、購入資金に対する商業銀行の前貸限度を引上げた(購入額の65→100%。ただし、76年9月から77年8月までの当該前貸金総額は原綿購入のための前貸金総額の15%以内とされている)。

◇豪州、輸入関税率引下げを実施

豪州政府は1月28日、約900品目を対象として輸入関税率を平均6%引下げるることを決定、翌日より実施し

た。

今回の措置は、昨年11月末の豪ドル切下げによる輸入価格上昇を緩和する見地からとられたもの。

なお、改訂された関税率も暫定的なものであり、国内産業への影響を考慮し、適宜継続ないし変更の措置がとられることとなっている。

◇豪州、支払準備率を引上げ

豪州準備銀行は2月2日、主要商業銀行の支払準備率を現行の9.0%から10.0%に引上げ、2月21日から実施することを決定した(豪ドル切下げ後4回目、通算引上げ率4%)。

同国における主要商業銀行の支払準備率は、昨年11月末の為替レート大幅切下げ後著しく増大した外資流入(昨年12月中約6億豪ドル)による過剰流動性を吸収するため、本年1月末までに3度にわたり引上げられてきたが、今回の引上げは、国内経済活動の停滞持続から主要商業銀行の手許流動性が依然増勢を強めている(流動性資産比率、76年12月末27.0%→77年1月末29.2%)ことに対処してとられたものとみられる。

共産圏諸国

◇ポーランド、1976年経済実績を発表

ポーランド中央統計局は1月下旬、76年の経済実績を発表した。これによれば鉱工業生産は好伸したもの、農業生産の不振が響いて生産国民所得は前年比+7.5%と計画(同+8.3%)を若干下回る伸びにとどまった。部門別実績は次のとおり。

- (1) 鉱工業生産は、前年比+10.7%と計画(同+8.8%)を上回った。これは労働生産性の上昇(同+10.1%、計画同+7.7%)によるものである。項目別にみると、石油(同+14.7%)、船舶(同+13.4%)が好伸したもの、消費財関係ではテレビ(同-0.8%)が減産になったほか、プラスチック製品(同+2.8%)、紙(同+6.7%)も低い伸びにとどまった。
- (2) 農業生産は、前年比-0.8%と前年(同-2.6%)に引き続き不振となった。特に畜産部門では飼料不足から前年を大幅に下回った(同-7.5%)。
- (3) 投資は、前年比+3.5%と計画(同+7.1%)を大幅に下回った。これは価格補助金の増大等に伴う国家財政のひっ迫が主因とみられる。
- (4) 貿易面では、輸出が国内需給ひっ迫化による輸出余力の低下もあって前年比+7.5%と計画(同+12.2%以上)を大幅に下回り、一方輸入は大量の穀物買付け等

から前年比+10.8%と輸出を上回る伸びをみた。この結果貿易収支赤字は94億ズロティ(公定為替レート<1ドル=3.32ズロティ>による換算約28億ドル)と史上最高を記録した。

(5) 国民生活面では、実質賃金が前年比+3.8%と計画(同+3.5%)を若干上回る伸びを示したもの、小売売上高は消費物資の供給不足もあって前年比+13.2%と計画(同+14.0%)を下回った。

ポーランドの主要経済指標

(単位・前年比増減(-)率・%)

	1975年 実績	1976年 実績	同計画
生産国民所得	約 8.0	7.5	8.3
鉱工業総生産	12.3	10.7	8.8
農業総生産	- 2.6	- 0.8	5.9
投資	14.0	3.5	7.1
工業労働生産性	10.6	10.1	7.7
実質賃金	約 8.0	3.8	3.5
小売売上高	14.7	13.2	14.0
輸出	23.7	7.5	12.2以上
輸入	19.6	10.8	n.a.

◇ルーマニア、1976年経済実績を発表

ルーマニア政府は2月6日、76年経済実績を発表した。これによれば、76年の同国経済は農・工業生産いずれも好調に推移し、国民所得は前年比+10.5%と計画目標どおりの高い伸びを示した。部門別概要は以下のとおり。

- (1) 鉱工業生産は、機械、石油化学等重化学工業部門を主体に前年比+11.5%と計画(+10.2%)を上回る伸びをみた。
- (2) 農業生産は、穀物が19.8百万トンと史上最高を記録

ルーマニアの主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	1975年 実績	1976年		1977年計画
		実績	計画	
生産国民所得	9.8	10.5	10.5	11.3
鉱工業総生産	12.4	11.5	10.2	10.5
農業総生産	2.5 (注1)	17	15.0~26.6	1.9~13.6
投資	16.6	9.2	19.4	16.7
工業労働生産性	7.1	8.8	8.5	9.2
1人当たり実質所得	6.5	8.3	8.0~8.5	5.9~6.3
小売売上高	7.7 (注2)	9.0	10.0	9.0
貿易	6.6	14.5	17.8	15.5

注:(1)国営部門向け、(2)名目増加率。

(前年比約4.5百万トン増)したため、前年比+17%と計画目標(+15.0~+26.6%)を一応達成した。

- (3) 国民生活面では、1人当たり実質所得は前年比+8.3%と計画目標(+8.0~+8.5%)を達成した。これに伴い、小売売上高も前年比+9.0%と前年(+7.7%)を上回る伸びを示した。特に電気掃除機(前年比+24.0%)、乗用車(同+22.0%)、洗たく機(同+14.3%)、冷蔵庫(同+13.8%)など耐久消費財の好伸びが目立った。
- (4) 貿易は往復で前年比+14.5%と計画目標(+17.8%)を下回ったが、輸出(前年比+14.9%)が輸入(同+14.1%)を若干上回る伸びを示した結果、収支じりは若干の黒字(2億レイ、公定為替レート<1ドル=4.97レイ>による換算約40百万ドル)となった。

◇ユーゴスラビアの76年経済実績と77年経済計画

ユーゴスラビア政府はこのほど76年の経済実績と77年の経済計画を明らかにした。概要次のとおり。

1. 76年経済実績

- (1) 鉱工業生産は前年比+3.4%と計画(同+6.0%)および前年実績(同+6%)を大幅に下回る低い伸びとなつた。これは、雇用増加率の鈍化(75年同5%→76年3.3%)に加え、労働生産性の向上も低い伸び(同+0.2%)にとどまつたためである。部門別には電力(同+7%)、石油(同+7%)、非鉄金属(同+6%)は比較的順調な伸びを示したもの、鉄鋼、建設資材が減産となつたほか電機も前年並みにとどまつた。

- (2) 農業総生産は前年比+4%と計画(同+4.0%)を達成した。

- (3) この結果、社会的総生産は前年比+3.6%と計画(同+5.5%)未達に終つた。

- (4) 小売物価は前年比+9.4%と前年(同+26%)を大幅に下回る上昇にとどまつた。

- (5) 貿易面では、輸出が830億ディナール(公定為替レート<1ドル=17.285ディナール>による換算約48億ドル)、前年比+20%と伸長したうえ、輸入が1,260億ディナール(同約73億ドル)に削減された(前年比-5%)ため、貿易収支赤字幅は若干縮小した(75年△635億ディナール→76年△430億ディナール)。

2. 77年経済計画

- (1) 鉱工業生産は、前年比+6.0%と76年実績を上回る伸びを計画、特に前年不振に陥った鉄鋼、建設資材、電機については、設備の近代化・拡張により増産を図る方針。

- (2) 農業生産は前年比+3.0%と5か年計画平均増加率(同+4.0%)を下回る計画。もっとも、同国農政当局

は、5か年計画の主要目標である穀物自給体制の確立、とうもろこしの輸出商品化は80年までに達成可能と確信していると伝えられる。

- (3) 固定資本投資は前年比+8.5%を予定し、特に重化学工業部門(エネルギー、鉄鋼、化学)に重点投下するほか、輸送や観光事業にも注力する方針。
- (4) 貿易面では、輸出は前年比+6.5%と前年計画並みを予定、一方輸入は同+8%と輸出を上回る伸びを見込む。これは、工業生産の増勢回復を図るべく、資本財の輸入抑制を緩和せざるを得ないためとみられる。

ユーゴスラビアの主要経済指標

(単位・前年比増減(+)率・%)

	1975年 実績	1976年 実績	同計画	1977年 計画
社会的総生産	4	3.6	5.5	5.5
鉱工業総生産	6	3.4	6.0	6.0
農業総生産	n.a.	4	4.0	3.0
固定資本投資	n.a.	n.a.	8.0	8.5
雇用	5	3.3	n.a.	n.a.
工業労働生産性	1	0.2	n.a.	n.a.
小売物価	26	9.4	n.a.	n.a.
輸出	8.5	20	6.5	6.5
輸入	2.8	-5	3.6	8

◇ブルガリアの76年経済実績と77年計画

ブルガリア政府はこのほど76年の経済実績と77年経済計画を明らかにした。概要次のとおり。

1. 76年経済実績

- (1) 鉱工業生産は前年比+8.0%と計画(同+9.2%)を下回った。部門別にはとくに化学部門の大幅計画未達(同+5%、計画+13%)が目立つた。

- (2) 農業生産は年次における干ばつが響いて前年比+3.1%と控えめな計画(75年計画同+9.3%→76年計画+5%)をさらに下回った。

- (3) この結果、生産国民所得も前年比+7.0%と計画(同+9.0%)未達となつた。

- (4) 投資は第7次5か年計画(76~80年)初年度でもあり、55億レフ(公定為替レート<1ドル=0.964レフ>換算約57億ドル)、前年比+25.7%(前年同+4.8%)と好伸びした。

- (5) 対外貿易は前年比+8.5%となつた。このうち対西側貿易は、輸出が伸長(同+13%)したうえ輸入を大幅に削減(同-15.3%)したため、貿易収支赤字幅はかなり縮小した(75年579百万ドル→76年216百万ドル)。

なお、同国の対外債務残高は76年末で約20億ドルに

達したと発表されたが、ビジネス・イースタン・ヨーロッパ誌ではそのうち対西側債務は25~29%と推計している。

2. 77年経済計画

- (1) 鉱工業総生産は前年比 +9.2%を計画、特に機械(同 +17%)、化学(同 +16%)、電力(同 +10.8%)等の大幅増産を目指す。
- (2) 農業総生産は、畜産部門の増産(同 +16%<私的所有分を除く>)に努めることにより、前年比 +4.0%を目指す。
- (3) これにより、生産国民所得は前年比 +8.2%と前年実績を若干上回る伸長を図る。

ブルガリアの主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	1975年 実 繢	1976年 実 繢	同計画	1977年 計 画
生産国民所得	n.a.	7.0	9.0	8.2
鉱工業総生産	9.9	8.0	9.2	9.2
農業総生産	n.a.	3.1	5.0	4.0
投 資	4.8	25.7	18.2	3.8
工業労働生産性	7.9	n.a.	8.6	8.1
貿 易 高	21.8*	8.5	20.0*	n.a.

* は社会主义諸国との貿易高。